**引継資料**

**会長**

　　1．会長はクラブの運営実務者であり、最高責任者である。

　　2．会長はクラブ諸活動の遂行について、常に適切なる指導性を発揮する。

　　3．会長はクラブ例会、役員会、その他の会合を招集し主宰する。

　　4．会長はクラブの代表として、その所属する部、西日本区並びに、国際協会と

　　　連絡を密にし、諸活動の遂行について協力する。

　　5．会長は西日本区代議員として、その役割を果たす。　　　　〖会則より〗

|  |
| --- |
| 本会を代表し会務の総括 |
| 三役会及び役員会の召集 |
| 西日本区代議員 |
| 三役会レジメ作成　議事進行（会場設定及び三役への連絡） |
| 設営点検（記念品） |
|  |